

労働者派遣事業に係るマージン率等の情報提供について

最終更新日：令和8年5月7日

労働者派遣法第23条第5項に基づき、当事業所における労働者派遣事業に係る情報を以下のとおり公開します。

対象期間：令和6年9月1日から令和7年5月31日まで

1. 労働者派遣の実績について

当該対象期間において、労働者派遣の実績はありません。そのため、派遣料金の平均額、派遣労働者の賃金の平均額及びマージン率については、算出対象がありません。

派遣労働者の数	0人
派遣先事業所数	0件
労働者派遣に関する料金の平均額	実績なしのため算出対象なし
派遣労働者の賃金の平均額	実績なしのため算出対象なし
マージン率	実績なしのため算出対象なし

マージン率は、通常「労働者派遣に関する料金の平均額」から「派遣労働者の賃金の平均額」を差し引いた額を、「労働者派遣に関する料金の平均額」で除して算出します。対象期間中は派遣実績がないため、当該計算の対象となる実績はありません。

2. 労使協定に関する事項

労使協定の締結の有無	締結なし
労使協定の対象となる派遣労働者の範囲	対象者なし
労使協定の有効期間の終期	該当なし

3. 教育訓練に関する事項

対象期間中に派遣労働者は在籍していないため、教育訓練の実施対象者はありません。なお、派遣労働者を雇い入れる場合は、キャリア形成支援制度に基づき、以下の教育訓練を実施します。

入職時基礎研修	新たに雇い入れる派遣労働者を対象に、就業に必要な基礎知識、就業ルール、服務規律等について実施します。
安全衛生研修	派遣就業に必要な安全衛生、事故防止、緊急時対応等について実施します。
接遇・マナー研修	派遣就業に必要な接遇、電話応対、職場でのコミュニケーション等について実施します。
キャリアアップ研修	職務能力の向上及び今後のキャリア形成に資する内容について、必要に応じて実施します。

4. キャリアコンサルティング相談窓口

相談窓口	当社担当部署
電話番号	当社代表電話番号

※上記は、対象期間における労働者派遣事業の実績に基づき公開するものです。